



令和元年9月19日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

内閣府

六次産業化・地産地消法に基づく 総合化事業計画の認定について（令和元年9月）

沖縄総合事務局は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成22年法律第67号。六次産業化・地産地消法）に基づき申請された「総合化事業計画」について、令和元年9月9日（月）に1件の認定を行いました（別添）。

今回認定された計画は、株式会社シルクルネッサンスが自社でカイコを飼養し、そのカイコの抽出液等を利用して創薬研究や再生医療研究に用いられるタンパク質の合成・販売を行うことにより、カイコを用いた高付加価値な製品、サービスの提供を行うものです。

※ 総合化事業計画の認定

「総合化事業計画」とは、農林漁業経営の改善を図るため、農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画をいいます。

総合化事業計画の認定を受けた者は、農業改良資金、林業木材産業改良資金、沿岸漁業改良資金等の融資、新商品の開発や販路拡大に対する補助、農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）からの出資、民間の専門家である6次産業化プランナーによるアドバイス等の支援を受けることができます。

なお、事業計画については、随時申請を受け付けております。

「六次産業化・地産地消法」、沖縄県における認定状況、6次産業化に関する予算等については、沖縄総合事務局HP「農山漁村の6次産業化推進」（下記URL）に掲載しておりますので、御覧ください。

沖縄総合事務局HP <http://www.ogb.go.jp/nousui/syokusan/6jika>



【お問合せ先】
沖縄総合事務局
農林水産部 食料産業課
担当：翁長、平良、前里
TEL：098-866-1673
FAX：098-860-1179

六次産業化・地産地消法に基づく認定事業計画一覧（事業概要）

令和元年9月9日現在

認定年月	事業名	事業の概要	事業者			都道府県	市町村
			申請者	共同申請者	促進事業者		
令和元年 9月	カイコからの抽出液を利用 しタンパク質を合成・販売 する事業	自社にてカイコを飼養し、そのカイコの抽出液等を利用して 創薬研究や再生医療研究に用いられるタンパク質の合成・販売 を行うことにより、カイコを用いた高付加価値な製品、サービ スを提供する。そのことにより、カイコを用いた新たな産業と しての養蚕農業を目指す。	株式会社シルクルネッ サンス	—	—	沖縄県	名護市